

平成20年 第1回臨時会

厚岸町議会会議録

平成20年11月21日開会

平成20年11月21日閉会

(本 会 議)

厚 岸 町 議 会

平成20年 厚岸町議会 第1回臨時会 会議録			
招 集 期 日		平成20年11月21日	
招 集 場 所		厚岸町 議場	
開催日時	開 会	平成20年11月21日 10時00分	
	閉 会	平成20年11月21日 11時27分	

1. 出席議員並びに欠席議員

議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×	議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×
1	音喜多 政 東	○	9	菊 池 賛	○
2	堀 守	○	10	谷 口 弘	○
3	佐々木 敬 治	○	11	大 野 利 春	○
4	高 橋 奏	○	12	岩 谷 仁悦郎	○
5	中 川 孝 之	○	13	室 崎 正 之	○
6	佐 齋 周 二	○	14	竹 田 敏 夫	○
7	安 達 由 圃	○	15	石 澤 由紀子	○
8	中 屋 敦	○	16	南 谷 健	○
以上の結果、出席議員16名 欠席議員0名					

1. 議場に出席した事務局職員

議会事務局長	松 澤 武 夫	議 事 係 長	田 崎 剛
--------	---------	---------	-------

1. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名

(1) 町長部局

町長	若狭	靖
副町長	大沼	隆
総務課長	豊原	隆弘
税財政課長	佐藤	悟
まちづくり推進課長	田辺	正保
会計管理者	柿崎	修一
町民課長	米内山	法敏
保健介護課長	久保	一將
福祉課長	土肥	正彦
環境政策課長	小島	信夫
産業振興課長	大崎	広也
建設課長	佐藤	雅寛
水道課長	常谷	智晴
特別養護老人ホーム施設長	桂川	実

(2) 教育委員会

教育長	富澤	泰
管理課長	須佐	祐吉
生涯学習課長	佐田	靖彦
体育振興課長	高根	行晴
指導室長	辻川	尚志

(3) 農業委員会

事務局長	稲垣	聡
------	----	---

1. 会議録署名議員 3 番 佐々木議員 4 番 高橋議員

1. 会 期

11月21日の1日間

1. 議事日程及び付議事件
別紙のとおり

1. 議事の顛末
別紙のとおり

平成20年厚岸町議会第1回臨時会議事日程

平成20年11月21日

午前10時 開 議

日程	議案番号	件名
1		会議録署名議員の指名
2		議会運営委員会報告
3		会期の決定
4	認定第1号	平成19年度厚岸町一般会計歳入歳出決算の認定について
	認定第2号	平成19年度厚岸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
	認定第3号	平成19年度厚岸町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	認定第4号	平成19年度厚岸町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
	認定第5号	平成19年度厚岸町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	認定第6号	平成19年度厚岸町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
	認定第7号	平成19年度厚岸町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	認定第8号	平成19年度厚岸町水道事業会計決算の認定について
	認定第9号	平成19年度厚岸町病院事業会計決算の認定について
5	議案第80号	財産の取得について
6	議案第81号	財産の取得について
7	議案第82号	工事請負契約の締結について
8	議案第83号	平成20年度厚岸町一般会計補正予算

厚岸町議会 第1回 臨時会 会議録

午前10時00分

- 議長（南谷議員）ただいまより平成20年厚岸町議会第1回臨時会を開会いたします。
ただちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付の日程表の通りであります。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、3番佐々木議員、4番高橋議員を指名いたします。日程第2、議会運営委員会報告を議題といたします。委員長の報告を求めます。
- 谷口委員長 10番。
- 議長（南谷議員） 10番、谷口委員長。
- 谷口委員長 本日9時より、厚岸町議会第13回の議会運営委員会を開催いたしました。議件につきましては、第1回臨時会の議事運営についてであります。一、町長提案の議案について、(1)認定第1号から第9号、決算認定9件であります。一般会計他8件。審査方法につきましては、本会議で審査することと決定いたしました。(2)議案第80号、財産の取得につきまして、であります。審査方法は本会議において審査いたします。(3)議案第81号、財産の取得について。本件についても本会議で審査をいたします。(4)議案第82号、工事請負契約の締結について。これも本会議で審査を行います。(5)議案第83号、平成20年度厚岸町一般会計補正予算。本件につきましても、本会議で審査を行います。(2)会期の決定についてであります。本日1日間と決定をしました。以上議会運営委員会の報告といたします。
- 議長（南谷議員） 委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。
- 議長（南谷議員） 日程第3、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。本臨時会の会期は、ただ今の議会運営委員会報告にありましたように、本日、1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)
- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日、1日間とすることに決定しました。
- 議長（南谷議員） 日程第4、認定第1号平成19年度厚岸町一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第9号平成19年度厚岸町病院事業会計決算の認定についてまで、以上9

件を一括議題といたします。本9件の審査に着きましては平成19年度各会計決算審査特別委員会を設置しこれに付託し閉会中の審査を求めているところ、今般、審査の結果の報告が委員長からなされております。委員長の報告を求めます。

●音喜多委員長 1番。

●議長（南谷議員） 1番、音喜多委員長。

●音喜多委員長 ただ今議題となりました各会計決算審査報告をいたします。平成20年9月24日、第3回定例会において平成19年度各会計決算審査特別委員会に付託されました認定第1号、平成19年度厚岸町一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第9号、平成19年度厚岸町病院事業会計決算の認定についてまで、以上9件の審査については、10月9日本委員会を開催し、理事者から詳細な説明を受け、質疑を行い慎重に審査いたしました。その結果、いずれも原案のとおり認定すべきものと決しましたので、ここにご報告申し上げます。

●議長（南谷議員） はじめに、認定第1号についてお諮りいたします。委員長の報告は認定であります。委員長に対する質疑、討論を省略し委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。よって、認定第1号、平成19年度厚岸町一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

●議長（南谷議員） 認定第2号についてお諮りいたします。委員長の報告は認定であります。委員長に対する質疑、討論を省略し委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。よって、認定第2号、平成19年度厚岸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

●議長（南谷議員） 次に認定第3号についてお諮りいたします。委員長の報告は認定であります。委員長に対する質疑、討論を省略し委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。よって、認定第3号、平成19年度厚岸町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

●議長（南谷議員） 認定第4号についてお諮りいたします。委員長の報告は認定であります。委員長に対する質疑、討論を省略し委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。よって、認定第4号、平成19年度厚岸町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

●議長（南谷議員） 認定第5号についてお諮りいたします。委員長の報告は認定であります。委員長に対する質疑、討論を省略し委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。よって、認定第5号、平成19年度厚岸町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

●議長（南谷議員） 認定第6号についてお諮りいたします。委員長の報告は認定であります。委員長に対する質疑、討論を省略し委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。よって、認定第6号、平成19年度厚岸町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

●議長（南谷議員） 認定第7号についてお諮りいたします。委員長の報告は認定であります。委員長に対する質疑、討論を省略し委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。よって、認定第7号、平成19年度厚岸町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

- 議長（南谷議員） 認定第8号についてお諮りいたします。委員長の報告は認定であります。委員長に対する質疑、討論を省略し委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。よって、認定第8号、平成19年度厚岸町水道事業会計決算の認定については、原案のとおり認定されました。

- 議長（南谷議員） 次に認定第9号についてお諮りいたします。委員長の報告は認定であります。委員長に対する質疑、討論を省略し委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。よって、認定第9号、平成19年度厚岸町病院事業会計決算の認定については、原案のとおり認定されました。

- 議長（南谷議員） 日程第5、議案第80号、財産の取得についてを議題といたします。職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

- 議長（南谷議員） 管理課長。

- 管理課長（須佐課長） ただ今上程いただきました議案第80号、財産の取得について、提案理由をご説明いたします。平成20年度へき地児童生徒援助費等補助事業により、取得するスクールバスは、尾幌地区の児童生徒の送迎用として取得するものであります。尾幌小中学校の児童生徒につきましては、通学区域が大変広く、また、冬期間は交通量の少ない町道を走行するため、いたるところで吹きだまりが発生する状況にあり、冬期間の安全を確保するために雪道に強い15人乗り4WD小型バスを1台学校に配置し、学校公務補により児童生徒の送迎を行っております。尾幌小中学校につきましては、平成20年度末をもって閉校することとしており、新年度より真龍小学校及び真龍中学校への通学を余儀なくされるところであります。このため、この度文部科学省の補助事業であります、へき地児童生徒援助費等補助事業の交付決定を受け、新たに29人乗り4WD小型バスを取得するものであります。なお、現在使用しております15人乗り小型バスにつきましては、4月から上尾幌地区の児童生徒の送迎用として運行する計画でありますので、ご理解をお願い申し上げます。財産の種類であります、物品であります。名称及び数量であります、小型バス1台であります。契約の方法につきましては、今回取得いたします29人乗り4WDのバスにつきましては、バスを取り扱っている自動車販売会社5社に対し参考見積書の提出を求めましたが、その内4社から29人乗り4WDの小型バスの販売はしていない旨の回答がありました。そのことによりまして、地方自治法施行令第167条の2

第1項第2号の規定による随意契約により実施いたしました。取得価格につきましては、金755万4,750円であります。5、契約の相手方ではありますが、釧路市入江町2番23号、三菱ふそうトラック・バス株式会社北海道ふそう釧路支店であります。次ページをお開き願います。小型バスの型式等につきまして説明させていただきます。型式はPDG-BG64DGCN4型であります。エンジンにつきましては、ディーゼルエンジンであります。乗車定員は29名でございます。総排気量は4,899ccであります。馬力は150psであります。車両総重量は、5,635kgであります。全長は6,990mmであります。全幅は2,060mmであります。全高は2,685mmでございます。ボディータイプはロングボディー4WDでございます。2、納入期日でございますが、平成21年3月5日でございます。また、取得する小型スクールバスの車両概要図につきましては、次ページをご参照願います。以上簡単な説明でございますがよろしくご審議の上ご承認賜りますようお願いいたします。

●議長（南谷議員） これより質疑を行います。

●10番（谷口委員） 10番。

●議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

●10番（谷口委員） あの、議事進行でちょっとお願いしたいのですが。

●議長（南谷議員） はい。

●10番（谷口委員） 議案80号と次の81号なんですが、スクールバスの購入なんですが、同じ型のバスを購入するんですね。これはそれぞれバスが同じであるにも関わらず、値段、取得価格が若干違うんですが、そういうことも含めて考えると、両議案を一括して審査できないかどうかお願いしたいのですが。

●議長（南谷議員） 本会議を休憩いたします。

〔休憩 10時16分〕

〔再開 10時24分〕

●議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。ただ今、谷口議員から議案第80号と議案第81号について一緒に審議されてはどうかという議事進行がありました。そこでお諮りいたします。議案第80号と議案第81号についてこのように取り扱うことにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

●議長（南谷議員）　ご異議なしと認め、併せて審議をさせていただきます。それでは、議案第80号と81号については一緒に審査することに決定しました。日程第6の議案第81号、財産の取得についてを議題といたします。職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

●議長（南谷議員）　管理課長。

●管理課長（須佐課長）　ただ今上程いただきました議案第81号、財産の取得について、提案理由をご説明いたします。平成20年度特定防衛施設整備調整交付金事業により、取得するスクールバスは、太田、大別地区の児童生徒の送迎用として取得するものであります。太田、大別地区の通学区域も大変広く、また、冬期間についてはいたるところで吹きだまりが発生しやすい地域であり、冬期間の安全を確保するため雪道に強い29人乗り4WDの小型バスにより現在送迎を行っております。このバスは平成10年に取得した車両で現在までの走行距離は26万キロを超えております。この間平成19年6月にはエンジンが故障し交換をするなどの対応を図ってきましたが取得後10年を経過し、車体外部や内部にも腐食が目立ってきている状況にあり、安全な通学を確保するため、同スクールバスの更新を行うものであります。この度北海道防衛局より特定防衛施設整備調整交付金事業の交付決定を受けこれまでと同車種の新型の29人乗り4WD小型バスを取得するものであります。財産の種類でありますが議案第80号と同様物品であります。名称及び数量につきましても、同様の小型バス1台であります。契約の方法につきましても第80号と同様、自動車販売会社5社に対しまして見積書の提出を求めましたが、内4社から販売をしていない旨の回答がありました。このことによりまして地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約により実施いたしました。取得価格についてであります。議案第81号のバスの取得価格は金734万4,750円であります。この金額は、交換する車両の引き取り価格が税込み21万円であるため、さきほどの議案第80号の取得価格よりその金額が低くなっております。そのためにこういった金額になりましたのでご理解をお願いいたします。契約の相手方ではありますが、議案第80号と同様、釧路市入江町2番23号、三菱　ふそうトラック・バス株式会社北海道ふそう釧路支店であります。5ページであります。小型バスの型式等について記載してあります。さきほどの議案第80号と全く同様の車種でありますので、説明を省略させていただきます。納入期日であります。これも80号と同様、平成21年3月5日でございます。次ページの車両概要図につきましても議案80号と全く同様でありますので、ご参照願います。大変簡単な説明でございますが、よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願いいたします。

●議長（南谷議員）　これより質疑を行います。

●2番（堀議員）　2番。

●議長（南谷議員）　2番、堀議員。

●2番（堀委員） 私が聞きたいのは、車種決定ですね。この29人乗りと車種を決定した根拠を教えてください。尾幌の方が15人乗りから29人乗りにしたよということ、あと太田の方は29人乗りから29人乗りなんですけれども。それについても車種の決定根拠を知りたい。入札を辞退した4社ですよね、車種がないということなんですけれども、その4社で取り扱っている車種、何人乗りがあったのかということなんですけれども、お聞きしたいと思います。

●管理課長（須佐課長） 議長。

●議長（南谷議員） 管理課長。

●管理課長（須佐課長） 1点目の尾幌線のバスの選定の理由であります、尾幌線につきましては、現在15人乗りの小型のバスで運行しております。これは尾幌の学校から4kmを超える学校の生徒の送迎用として利用しております、8人の方が利用しております。新年度からは尾幌の通学区域にいる全員の児童生徒を真龍小学校、真龍中学校まで送迎することになりまして、児童生徒の人数が今現在、18人の見込であります。従いまして15人乗りのバスでは間に合わないということと先程説明しました道路の状況が非常に冬道が困難な道路になるということから、29人乗り4WDのバスの選定をしたところであります。なお、人数が空いている、空席があるわけですが、今現在新設高校への通学もいろいろ対応を検討しております、全てのスクールバスの空いている席を高校生の通学にも利用していただけるように考えておりまして、そういう意味では尾幌地域から厚岸の高校に通う生徒の利用もできるスペースがあるというふうに考えております。2点目のメーカーの関係であります、トヨタ、いすゞ、日産、日野の4社ありますが、トヨタにつきましては4WDの車両につきましては、15人乗りまで製造をしているのですが、それ以上はありません。26人乗りのマイクロバスは販売しておりますが、4WDのバスはないということでありまして、いすゞ自動車につきましては、大型バスの製造のみで小型のバスはないということでありまして、日産では4WDのバスはないということでありまして、26人乗りの小型バスはあるが4WD仕様ではないということでありまして、日野におきましても4WDのバスはないということでありまして、町が求めておりました冬道に強い4WDの車両を製造していたのが今回の三菱ふそうトラックバス1社であったということでありまして、ご理解をいただきたいと思います。太田は、現在、平成10年に購入した時に29人乗りのバスの選定をしております。それ以前は55人乗りの大型バスを運行していたのですが、児童生徒の減少に伴いまして大型バスから小型バスに変更する時に道路状態を含めて冬道に強い4WDの選定をしております。この間、平成10年から使用しておりますバスによって冬道でも安全に通行しているという実績もありますので、今回も4WDの29人乗りバスを選定したというところであります。

●2番（堀議員） 2番。

●議長（南谷議員） 2番、堀議員。

●2番（堀委員） 太田の方の29人にしたという、生徒の数を教えてください。

●管理課長（須佐課長） 議長。

●議長（南谷議員） 管理課長。

●管理課長（須佐課長） 大変申し訳ありません。説明足らずでございました。太田大別線につきましては、現在20名が利用しておりまして、この後も20名、21名と利用していきますのでこれ以上小さいバスでは不可能だということで、29人乗りのバスの選定をしたところであります。

●議長（南谷議員） 他にございませんか。なければ質疑を終わります。始めに議案第80号についてお諮りいたします。討論を省略し本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。

●議長（南谷議員） 次に議案第81号についてお諮りいたします。討論を省略し本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。

●議長（南谷議員） 日程第7、議案第82号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

●建設課長（佐藤課長） 議長。

●議長（南谷議員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） ただ今上程いただきました議案第82号、工事請負契約の締結について、提案内容をご説明申し上げます。議案書7ページをお開き願います。次のとおり工事請負契約を締結するため地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。太田8番道路は、太田地区の北側に位置し道々上風連大別線へ通じる未改良の道路であり、埃や泥土の飛散による隣接採草放牧地への障害や大型化が進む農作業車両や集乳運搬車両等の交通に支障を来しており、その解消を図るべく防衛施設周辺民生安定施設整備事業により太田2号道路の交差点から太田5号道路の交差点

までの区間延長1,901mを平成19年度から整備を進めており、今回の工事は平成20年、21年の2ヶ年国債事業として500mの道路改良と200mの舗装、道路横断函渠2箇所を行うものであります。内容であります、1として工事名、太田8番道路改良舗装工事。2として工事場所は、厚岸町太田8の通り。3として契約の方法は、地方自治法第234条第1項による一般競争入札で単体2社、共同企業体2社の参加によるものであります。4として請負金額は、188,790,00円でございます。5として請負契約者は、厚岸郡厚岸町真栄2丁目256番地株式会社宮原組であります。8ページをお開き願います。参考といたしまして、1工事概要であります、施工延長は路盤改良工事長さ500m、舗装工事長さ200m。車道幅員、幅5.5m。路盤工として、下層路盤（切込砕石40mm級）厚さ40cm。凍上抑制層（山砂）厚さ40cm。舗装工として、上層路盤（アスファルト安定処理）厚さ5cm。基層（粗粒度アスコン）厚さ4cm。表層（密粒度アスコン）3cm。排水溝U型側溝長さ764m。No.1横断函渠施工延長47m、幅4.2m、高さ1.4m。No.2横断函渠施工延長43m、幅4.3m、高さ1.4mでございます。2工期でございますが、着手、契約締結日の翌日から、完成、平成21年11月2日までとするものであります。3位置図、平面図、定規図、別紙説明資料のとおりであります、次のページをご覧くださいと思います。位置図であります、図面中央の円で囲った太線で示しているところが今回の整備するところを示しており、破線が施工済を示してございます。10ページをお開き願います。平面図であります、上段の平面図は道路改良と舗装を施工するところを示しており、下段左側の平面図は、No.1横断函渠を施工するところを示してございます。No.1横断函渠を施工するところが道路改良舗装をするところから離れておりますので平面図を二つに分けて載せてございます。まず、上段の平面図でございますが、図面左側が、至る太田2号及び3号道路で、今回の工事は太田2号道路の交差点から800mの地点が改良工事の起点とし、右側の方になります。改良工事の終点は、1,300mの地点で、改良工事の施工は500mとなります。改良工事終点1,300mの地点から右側の方になります至る太田5号道路の交差点までは平成19年、20年の2ヶ年国債事業で改良済みとなっております。舗装工事につきましては、右側の方になりますが、太田2号通り交差点から1,240mの地点を起点とし、終点は1,440m。舗装工事の施工は200mでございます。舗装工事の終点1,440mから太田5号道路交差点までは平成19年、20年の2ヶ年国債事業で舗装済みでございます。また、舗装工事起点となります1,240mの地点にNo.2横断函渠として、幅4.3m高さ1.4m長さ43mの函渠を設置するものであります。下段左側の平面図になりますが、No.1横断函渠を施工するところであり、太田2号道路交差点から475.37mの地点に幅4.2m高さ1.4m長さ47mの函渠を設置するものであります。下段右側の定規図でございますが、寸法はミリメートル単位で表示してございます。車道幅員5500mmの2車線道路で両側に1000mmの路肩、500mmの保護路肩を設けて全幅8500mmとし、その両側に雨水を排水するU型側溝を設置するものであります。舗装の構成は表層から凍上抑制層まで表示しております。それぞれの材料と厚さで施工するものであります。以上、簡単な説明でございますがご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長（南谷議員） これより質疑を行います。なければ・・・。

●7番（安達議員） 7番。

●議長（南谷議員） 7番、安達議員。

●7番（安達議員） ちょっとお聞きしたいんですけれども、この工事について何社が参加したか。それと落札率がどのくらいなのか。又、今回の工事、総延長が500mということなんですが、分割した発注ができなかったのか。1社で決めたようなんですけれども、もう少し配慮が必要ではなかったのかという気がするんですけれども、その辺をお伺いします。

●建設課長（佐藤課長） 議長。

●議長（南谷議員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えをいたします。まず、入札参加者の数でございますけれども、4社参加してございます。それから落札率でございますが、94.97パーセントでございます。それから工事の分割発注についてでございますけれども、これにつきましては工事が本来、その期間、例えば今回でありますと2ヶ年工事で実施するわけでございますが、こうした2ヶ年工事の中で実施出来る期間、その中で工事がもし終わらないとしますと分割発注をせざるを得ない。それ以外は原則としては一括の工事で発注をするというのは原則でございます。これにつきましては自治法で規定されております入札の契約制度といいますのは、公正、機会均等の確保と経済的な合理性といったことを考えている法でございます。中小企業等の育成といった観点はここに入っていないというような解説となっております。従いまして工区の分割は最も経済的な効果が得られるように行われるというのが原則でございます。安易に分割するというのはできないということでございます。また、違う観点から見ますと今回、5,000万以上を超える工事で、議会の議決を得る工事でございます。こうした議会の議決を得る必要な工事をまた分割するとそれ以下になった場合には、必要以上の工事を細分化するということで、これは脱法行為となるといったこともいわれております。こうしたことから、できるものはしていきたいんですけれども、基本的には工事の期間で終わる範囲のものについてはあえて分割するということとはできないということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

●7番（安達議員） 7番。

●議長（南谷議員） 7番、安達議員。

●7番（安達議員） ちなみに2番目の落札業者ですね、これは落札率がどのくらいなのか、差がどのくらいあるのか教えていただきたいと思います。それと原則その分割発注、原則はわからないでもないが、今、この時代にもう少し、落した業者は本当に町内でも大

手の業者なんですよ。もっと中堅で本当に仕事がなく喘いでいる業者が沢山いるわけですよ。だから、もう少しそこへんの配慮があつてよかったのかなと、そのような、今の説明でわからないわけではないんですがね、そういう配慮を、年を越せないという業者がいるというふうな話もちょうと聞いていますけれどもね、何というかなそういう原則ばかり言わないで、そういう配慮が必要だったのではないかという気がするんですけれどももう一度説明をお願いします。

●建設課長（佐藤課長） 議長。

●議長（南谷議員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えをいたします。2番目の札を入れた価格の開きでございますけれども、開きは651万円でございます。これを落札率とはいいませんけれども、予定価格と割りかえますと98.24パーセントでございます。それから分割発注でございますけれども、以前から同様なご質問等を受けております。私どもも分割発注で必要なものは当然していかなければならないというふうには考えますけれども、例えばこうした工事、先程も申し上げましたけれども、原則的にはその期間で1年なら1年で終わる工事を分割するといったことになると、補助工事であれば当然、会計検査等の指摘等も受けることになりまして、安易には分割できないという形にはなっております。申請等といってもその事業者の方で、例えば防衛の事業でございますけれども、そういったところに申請等を持っていく段階ではその段階でそれは認められないということになります。そういったものは十分配慮しながら検討していかなければならない問題ではあるというふうには受け止めてはおきます。できる限りできるものはしていきますけれども、安易には分割発注はできないということもご理解いただきたいと思います。

●7番（安達議員） 7番。

●議長（南谷議員） 7番、安達議員。

●7番（安達議員） あと、私も勉強不足でわからないんですが、例えば44号線から心和園に行く町道ですが、あれは何社かで分割して工事をしていたと思うんですけれども、ああいう場合とこれは違うんですか。今まで、町道で分割してやったというのはなかったですか。

●建設課長（佐藤課長） 議長。

●議長（南谷議員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えをいたします。44号線から心和園に抜ける道路、白浜山の手通りでございますけれども、分割発注はしてございません。ただ、工事の工種、改

良工事、それと舗装工事、これを分けることは他の事業等では行っていることはございます。それは工種を分けるといったことでございます。それ自体は専門の業者に工事をやらせるというのが建前でございますから、そういったものはありえる。ただ、一連の一つの工事を分けるというのは、それは基本的にはできないというものでございます。

- 議長（南谷議員） 他にございませんか。なければ質疑を終わります。お諮りいたします。討論を省略し本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。
- 議長（南谷議員） 日程第8、議案第83号、平成20年度厚岸町一般会計補正予算を議題といたします。職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。
- 税財政課長（佐藤課長） 議長。
- 議長（南谷議員） 税財政課長。
- 税財政課長（佐藤課長） ただ今上程いただきました議案第83号、平成20年度厚岸町一般会計補正予算（3回目）の提案理由の説明をさせていただきます。本補正予算の概要につきましては、特定防衛施設周辺調整交付金の対象事業における事業費の精査等によるものが主な内容となっております。議案書の1ページからでございます。平成20年度厚岸町一般会計補正予算（3回目）、平成20年度厚岸町一般会計補正予算は、次に定めるところによる。第1条第1項、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額からそれぞれ778千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,414,414千円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。2ページをお開き願います。第1表でございます。歳入歳出予算補正であります。記載のとおり歳入では2款2項、歳出では2款4項にわたってそれぞれ778千円の減額補正であります。それでは事項別に説明させていただきます。4ページをお開き願います。15款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、3節防衛施設周辺整備事業補助金、老人福祉、3,925千円の減。心和園施設整備事業。これは短期入所施設の補助対象事業費の減による補助金の減でございます。6目土木費国庫補助金、6節防衛施設周辺整備事業補助金、425千円の増。内訳はそれぞれ説明欄記載の通り道路新設改良分として17,822千円の減。河川事業分として24,322千円の増。公園事業分として6,075千円の減であります。なお、充当対象事業につきましては、歳出でご説明させていただきます。7目消防費国庫補助金、1節防衛施設周辺整備事業補助金、常備消防。900千円の増。救命救急用備品、いわゆるAED購入費用として新たに計上するものであります。20款1項1目繰越金、1節前年度繰越金822千円の増であります。以上で歳入の説明を終わります。恐れ入ります、6ページをお開き願

ます。歳出でございます。7款土木費、2項道路橋梁費、2目道路新設改良費22,260千円の減。説明欄記載の住の江町通り整備事業18,750千円の減でございます。住の江町通り整備事業につきましては、当該路線の支障物件移転に関わる交渉において、所有者との合意に至らず昨年に引き続きまして本年の事業実施が困難となったところから当該事業費を減額するものでございます。白浜町山の手通り整備事業、別寒辺牛道路整備事業、有明2番道路整備事業につきましては、事業完了に伴う減でございます。3款河川費、1目河川総務費、27,000千円の増。8ページをお開き願います。内訳としまして、汐見川改修事業として10,500千円の増。内容は主に河川改修における調査設計委託料の増でございます。奔渡川改修事業につきましては、16,500千円の増。河川工事延長に伴う増額補正でございます。5項公園費、2目公園事業費、7,690千円の減。子野日公園整備事業及び松葉町憩いの広場整備事業の完了による減額補正でございます。10ページをお開き願います。8款1項消防費、1目常備消防費2,172千円の増。内容につきましては救命救急用備品整備事業としまして昨年度から計画的に配備しております自動体外式除細動器、いわゆるAED5台を購入し町有施設に配置するものでございます。以上、歳出の説明でございますが、全て特定防衛施設周辺整備調整交付金の対象事業でございます。誠に簡単ではございますが、以上を持ちまして議案第83号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

●議長（南谷議員） これより質疑を行います。

●13番（室崎議員） 13番。

●議長（南谷議員） 13番、室崎議員。

●13番（室崎議員） 誠に初歩的な質問で申し訳ないんで、笑わないでお願いします。歳入のところで繰越金、前年度繰越金というのは現在、多いと思うんですけども、この、仕組みといいますか、今になって出てくるわけといいますか、それについてお聞きしたいと思います。それから歳出の方で、7款2項2目道路新設改良費のところ、今年もまた住の江町通り整備事業が所有者と合意に至らないで、結局、今年度は無理だということになるんだろうと思うんですが、これ、合意にいたるまでずっと粘り強くやっついていこうということなのか、あるところで重大な決意をしなければならないというふうに考えているのか、このあたり今後の未通し、それでどうしてこんなことをいうかって言うと、恐らくこの道路の問題だと思うんです。前回の議会でも出ていた、下り坂が終わったところで急に道が、太さが変わって左側を通っていたのが、真っ直ぐ行ったら右側を通過してしまうことになる非常に危険な交差点があると。それでそのところでどうにかできないのかということで、結局、こっち側の道路を拡幅しないことにはどうにもならないというのが結論だったように思うんですが、そういう危険な部分も出ているわけで、単に道路の拡幅という問題だけではなく、公共の利害に関する部分が非常に大きいというものも持っていると思われるので、このあたりについての今後の未通し、どのように考えていらっしゃるのかその点についてもお聞かせをいただきたいのであります。

●税財政課長（佐藤課長） 議長。

●議長（南谷議員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） お答え申し上げます。繰越金の内容でございます。ただ今決算認定をいただいたところでありますが、平成19年度の実質収支が210,741,224円あったところでございます。大変失礼いたしました。実質収支が、210,746,224円、この内地方財政法に基づく2分の1以上の剰余金処分を170,000,000円したところでございます。従いまして20年度に繰り越す額が40,746,224円というところでございます。当初予算につきましてはご存知の通り5,000,000円の当初予算を組んでおりましたが、この額で繰越金が増えたところでございまして、9月補正においてこの繰越金の内、17,292,000円、それから今回の822,000円、併せて18,114,000円を繰越金として、約40,000,000円の内から繰越金として歳入に繰り入れます。留保としてあと2千2百6十数万円が残っているというところでございます。以上でございます。

●議長（南谷議員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えをいたします。まず、住の江町通りの整備事業の、9月の定例会において交差点のところが交通の障害が出ているとご指摘を受けた点がございます。これにつきましてはその部分にスノーポール、それから標識、車道の誘導をするラインを施す措置を今、行っております。それから今後の見込でございますけれども、来年、道路工事とそれから今年同様に残っております用地購入、支障物件を行う予定であります。今、この用地につきまして土地の所有者は、ご理解をいただいております。ただ、建物の方がまだご理解をいただいていないといったところでございまして、もう一步というところまでできているところではございません。ただ、それが来年確実にご承諾、ご理解していただけるかは今の段階では、はっきりしたことは言えない状況ではございます。この住の江町通りの整備事業でございますけれども、住の江の自治会から地権者の協力の書面を得て要望がございまして、また、議会からも意見を受けまして、町としてもこの必要性を十分踏まえまして平成15年度から事業に着手したものでございますが、今、自治会の代表者の方も何とか事業が進むように一生懸命ご協力をいただいているところではございます。この住の江町通りは、住宅街の生活道路と位置付けが違いまして、交通量が多い幹線道路でございます。車道幅員が現在、5.5m、歩道が1mから1.5m程度しかございません。非常に狭小な道路でございまして老朽化も著しい状況になってきてございます。町としても何とか事業が進むように今段階では根気よく交渉してまいりたいと、そして地域の町民が安全に通行できる道路にしてまいりたいとこのように考えてございます。

●議長（南谷議員） 13番、室崎議員。

●13番（室崎議員） 最初の方はわかりましたので2番目の質問だけにしぼりますが、今、担当者もよくわかっていらっしゃると思うのであれなんです、いずれにしても一人の地権者の合意が成り立たないためにずーっと遅れてきているという状況が出てきているわけですよ。それでほかの地域の人たち、関係者は協力しているわけですね。協力したのに前へ進まないということで、端的に言うとなんてなっているんだという地元のつぶやきも私の方には入ってきています。大きな声では誰も言っていないと思いますけれども。ですからやはりこれは速やかに進めていただきたいというのは誰しも願っているところであるところのように思います。担当者もおっしゃっていたように、単なる生活道路ではない幹線としての意味をもっていると、おっしゃるとおりだと思うんです。それで非常に危険なところについても次善、三善の策で何とか凌いでいるという状況も出ていますので、今、私は強権発動をしないなんて言うことを言っているわけじゃないんだけれども、やはり相当に急を要する状況にもう既に入ってきているのではないかというふうに思いますので、その点については十分ご配慮の上に進めていただきたいとそうように思いますがいかがでしょうか。

●建設課長（佐藤課長） 議長。

●議長（南谷議員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 住の江町通りの整備でございますけれども、今、ご指摘のとおり非常に危険な部分も出ております。今、スノーポール等の標識とかライン等での応急措置をしております。来年につきましては、事業費予算をもって一部まで、ある程度までは工事を行うと。その中で支障となるようなところを解消した中で工事を進めていくと。ただ、全線はできないと。今の支障物件等がございますので、ちょうど一番、交差点の一番起点側となりますので、何とかそこをご理解いただいて進めてできるようにしたいと、努力をしていきたいと考えてございますのでご理解を願いたいと思います。

●10番（谷口議員） 10番。

●議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

●10番（谷口議員） 8款の消防費の常備消防費、備品購入なんです、AEDの購入というふうに説明をされていますけれども、この設置場所とそれから現在設置されている箇所、それから本年度中まだあるのかないのか、それについてお尋ねします。

●議長（南谷議員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） お答えを申し上げます。今回の補正対応をさせていただいて、AEDを設置いたしますのは、5箇所の予定であります。5箇所の場所は、床潭へき地保育所、それから心和園、デイサービスも含みますがいわゆる福祉施設でございます。

それからB & G海洋センター、これは勤労者体育センターの範囲も含めての配置になります。それから宮園保育所、真龍中学校でございます。それで、昨年度、いわゆる救急車が到着する所要時間ということを目安としまして、6台整備をいたしました。昨年度は10分以上かかる施設ということで、高知小中学校、片無去小中学校、それから尾幌小中学校、太田中学校、太田小学校そして太田へき地保育所の6台の配置でございました。今年度5分以上10分以内の区域を整備計画といたしましてもっております。さきほど申し上げた5つのほかに床潭小学校も整備予定でございました。今年度床潭小学校と真龍中学校と2つの学校施設がございます。昨年配置いたしました尾幌小中学校の分を備品の配置換えという対応をいただいて、今年度どちらかの学校にその分を配備していただくという調整をさせていただく中で、残りの5つの施設という整備を今、進めようということでございます。

●10番（谷口議員） 10番。

●議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

●10番（谷口議員） 10分以上の施設ということで、これ、上尾幌が入っていないのはどうということなんですか。現在、学校がありますよね。それともう一つ、今、説明を聞いていて、ちょっと心配になるんですけれども、やはり集落には一つくらいずつは必要なのではないかというふうに思うんですよね。それで尾幌の学校が廃校になるということで、今、設置を予定しているところに移していくというのではなくて、地域の多くの人が利用する施設等にやっぱり設置をしてその地域で緊急事態が起きた時に速やかに利用ができるというようなことをやっていかなければならないのではないかな。学校の児童生徒あるいは保育所の幼児等だけがそういう問題を起こすということではないと思うんです。そうであればやはり私は、町内全ての地域にそういうものを設置して救急救命の措置を講ずることができる体制をつくっていくというのが大事ではないのかなと考えるんですがいかがでしょうか。

●保健介護課長（久保課長） 議長。

●議長（南谷議員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） 再度のご質問にお答えを申し上げます。上尾幌の小中学校でございますが、議員、お話しのように現在、配置の対象外になっております。これは消防署の方の、いわゆるあそこは上尾幌消防団に遠隔地であるという特殊事情の中で消防団の方に配置をされております。これを地域の中で兼用していただくという背景がございます。上尾幌小中学校につきましては現在配置がされていないということでございます。それからお話しがありました集落単位の整備というもの、お話しとしてはA E Dを整備していく中での重要な選択肢の中に入るのではないかな、私自身は思います。昨年度整備計画をもつ段階で新聞報道等に出されておりますスポーツ障害等によりますこ

の整備の必要性という問題が全面に出ておりましたことから、厚岸町の整備計画の優先順位としては、子ども達が運動するという施設を中心に、なおかつ救急車の到着時刻のレベルの問題を参考にしながら、学校、保育所、それから体育施設という中で選定をしてきたというのが背景でございます。そういう意味では、尾幌にはふれあい館でスポーツをされているという部分も地域のみなさんがいろいろなスポーツをされているという状況もございます。今いただいたお話し、整備計画にも要素として取り入れながら今後の配置の考え方を整備しながら、取り入れていく必要があるのではないかと考えております。昨年つくりました公共施設の整備の計画そのものでございますが、いわゆる5分以内に救急車が到着できる施設の中には温水プールでありますとか学校施設もまだ入っております。真龍小学校も然りでありますし、厚岸小学校、厚岸中学校もこの中には入っておりません。それで一度に整備できれば何も問題はないわけでありましてけれども、順次計画的に配置していこうという中では昨年度、今年度、いわゆる10分以上救急車の所要時間が必要、あるいは次のランクとして5分以上10分以内の施設ということまでは急いで整備をするとおうことになっておりますので、今申し上げた施設等も含めて、それから議員から提案をいただいております集落での配置のあり方、消防団に配置をするのかも含めて今後の中で検討をさせていただきたいというふうに考えております。

●10番（谷口議員） 10番。

●議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

●10番（谷口議員） 是非、その方向で検討していただきたいと思うんですよね。今、尾幌地域を考えれば、来年は学校も農協もあの地域から引き上げてしまうと、ところがあるそこには住民がいるわけですよね。若い命も非常に大事ですけども、一線ではばりばり働いている人たちの問題もやはりあると思うんですよ。そうすると一次産業でありますから特に不測の事態が発生した場合の対応がきちんとできるような体制を作っておく、最低限のものは作っておくということを、地域にも配慮するというのが大事ではないのかなというふうに考えますので、是非そのあたりを検討されてやっていただきたいというふうにお願いするんですがいかがでしょうか。

●保健介護課長（久保課長） 議長。

●議長（南谷議員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） おっしゃっている意味、重々理解をしております。これまでは公共施設に整備するということでありましたから、方針そのものがそういうことであったので、配置をされる町関係の職員、特に使い方についての講習等もきちっとやっていこうという組み立てができます。申し上げられているように公共施設のない集落毎に整備をしていく段階でどういう配置の仕方がいいのかということは地域の皆さんともいろいろな相談をしながら配置をしていくということになると思います。そういつ

た地域への配置の問題については、地域の皆さんとお話しをさせていただくことが前提になってまいりますので、もう一つの選択肢としては、消防団の施設のあるところで、常時、人がいない施設も多いですが、そういった配置も含めてどういった配置が良いのか、それからいつごろまでに地域を含めた計画が立てられるのかというようなことも含めて検討させていただきたいと思いますのでご理解を願いたいと思います。

●議長（南谷議員） 他にございませんか。

●2番（堀議員） 2番。

●議長（南谷議員） 2番、堀議員。

●2番（堀委員） ちょっと戻らしていただいて、住の江町通りの整備事業でお聞きしたいのですが、1軒の地権者と交渉の合意が至らないと、その中で至らないのはどの部分が至らないのか。金銭なのかそれとも土地に対する感情だとか。地権者のその土地に対する思い入れとか、そういうもので至らないのか、教えていただきたいと思います。

●建設課長（佐藤課長） 議長。

●議長（南谷議員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 住の江町通り整備のことでございますけれども、どういったことで交渉が進まないのかという中味でございますけれども、金額といったことではなくて、いろいろな感情的なもの等も話がでてきておりますので、そういった全体を含めてご理解をいただけないといったところでございます。

●2番（堀議員） 2番。

●議長（南谷議員） 2番、堀議員。

●2番（堀委員） そうすると、こちらから支障物件移転として補償で提示している金額的には地権者としては納得できるもの、それ以外の部分で納得できないからというようなところだと理解していいと。今後、金額とかを増やすとか、交渉条件を変えていくとかということは考えていないというふうに理解してよろしんでしょうか。

●建設課長（佐藤課長） 議長。

●議長（南谷議員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えします。金額につきましては、補助基準、こういった支障物件の移転の積算方法が決められておりまして、それに基づいて試算をしてこの金額を提示して交渉をしております。ですから、交渉が進まないから金額を上げるといったようなことにはなってきません。ただ、時間がかかることによって例えば建物ですと毎年、老朽化等で、耐用年数も減ってまいりますので、金額が逆に下がってくるということとは出てくるということになります。

●2番（堀議員） 2番。

●議長（南谷議員） 2番、堀議員。

●2番（堀委員） そうすると、地権者と根気よく、土地への愛着とかそういった別の要件での理解を得られるような、根気の必要な交渉に入るというふうになるというふうに理解していいのかなと思うんですけれども。それと、今年は無理で来年ももしかしてできない。再来年も無理だというようなことにもなるのかなと思うんですよね。さきほどの議論でもあったんですが、一軒のためにというのは本当に他の公共交通を守るためにも大変なことになるんですけれども、どうしても理解を得られないといった時に、それじゃあこの道路、途中まで、来年行うその応急的な整備をもって止めてしまうということも考えられるのかどうかというのを最後にお聞きしたいと思います。

●建設課長（佐藤課長） 議長。

●議長（南谷議員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） この住の江町通り整備事業でございます。交渉事項につきましては、プライバシー等の問題もございまして詳細の説明はご勘弁させていただきたいと。進め方につきましては、来年度工事を一部やりまして少しは前進させていきたいと、そういったところで交通支障となっているところも障害を取り除いたスムーズな道路に、途中でありますけれどもしていきたいとは考えてございます。また、こういった用地交渉等につきましては相手方がございます。できるだけ今、住の江町の自治会の皆様のご協力をいただきながら、自治会の代表者の方も何とか事業が進むようにご協力していただいております。内容的には、私達の感触ではもう一歩というところまでできておりますので、まずは何とかこの事業が完成できますよう根気強く交渉してまいりたいと考えております。

●議長（南谷議員） 他にございせんか。なければ質疑を終わります。お諮りいたします。討論を省略し本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。

●議長（南谷議員） 以上をもちまして、本臨時会に付議されました案件の審査は全部終了いたしました。よって、平成20年厚岸町議会第1回臨時会を閉会いたします。

（閉会時刻 午前11時27分）

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成20年11月21日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員
